

一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会及び退会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会定款第41条の規定に基づき、定款第5条第1項に規定する一般社団法人西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）会員の入会及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 定款第6条第1項の規定に基づき協議会に入会しようとする者は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会申請書（様式第1号）を統括本部長に提出しなければならない。

2 統括本部長は、前項の入会申請書を受理した場合、速やかに理事会に報告しなければならない。

3 理事会は、統括本部長から入会申請書を受理した報告を受けた場合、定款第6条第2項の基準に沿って入会の可否を決定し、入会を承認したときは、一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会承認書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

4 一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会承認書（様式第2号）の交付を受けた申込者のうち、定款第5条第1項に規定する正会員としての入会承認を受けた者は、速やかに規約第7条に規定する年会費を納入しなければならない。

5 会長は、営利を目的としない団体から一般社団法人西条市SDGs推進協議会年会費減免申請書（様式第3号）の申し出を受けた場合に限り、その事業内容及び事業規模を審査した上で、当該年度における年会費を免除することができる。また、翌年度以降の同一団体による再申請を妨げないものとする。

(オブザーバーの設置)

第3条 定款第5条第3項で定めるオブザーバーは、理事会の承認を得て会長が設置する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 会員が入会したときは、協議会が管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(有効期間及び退会手続き)

第5条 会員の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において承認した会員の有効期間は、承認した日の属する年度の末日までとする。

2 定款第9条第1項の規定に基づき協議会を退会しようとする者は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会退会届出書（様式第4号）を統括本部長に提出し、任意に退会することができる。ただし、有効期間満了の1か月前までに退会の申し出がない限り、有効期間は1年間自動更新されるものとする。

3 統括本部長は、会員から退会の申し出があった場合、速やかに会長に報告し、会員名

簿から抹消しなければならない。

- 4 定款第10条の規定に基づき協議会を除名並びに定款第11条の規定に基づき会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

(再入会手続き)

第6条 定款第11条の規定に基づき会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 定款第10条の規定に基づき除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後2年間は、再入会を認めない。また、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、入退会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

一般社団法人西条市SDGs推進協議会 入会申込書

一般社団法人西条市SDGs推進協議会の入会を申し込みます。

年 月 日

団体名			
代表者肩書			
フリガナ 代表者名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
フリガナ 窓口担当者		担当者 TEL	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
協議会に入会 して取り組みたいこと	（例）水環境の保全やエネルギー問題に取り組みたい、地域を持続化する活動に参加したい、若者が働きやすい職場環境を実現したい、次世代に残る産業を創出したい など		

なお、会費として以下の金額を負担します。（1口1万円以上）

会費年額	円
------	---

※入会后、届け出をもって会費年額を変更することが可能です。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

様

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
会長

一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会承認書

年 月 日付で申し込みのあった本協議会への入会申込について承認します。

1 会員種類

2 有効期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ 別添請求書に基づき年会費をご入金ください。ご入金の確認がとれた時点で入会となります。

※ 特別会員としてご入会される方は、本承認書の到着をもって入会となります。

※ 有効期間満了の1か月前までに退会の申し出がない場合、有効期間は1年間自動更新されます。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
会長 様

住所
団体名
代表者名

一般社団法人西条市SDGs推進協議会年会費減免申請書

私（当団体）は、貴会年会費の減免を受けたく、一般社団法人西条市SDGs推進協議会入会及び退会規則第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

（添付資料）

- ・ 団体概要を示す資料
- ・ 直近会計年度の収支決算書
- ・ その他活動内容の把握できる資料

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

一般社団法人西条市SDGs推進協議会
会長 様

住所
団体名
代表者名

一般社団法人西条市SDGs推進協議会退会届出書

私（当社）は、貴会を退会したく、一般社団法人西条市SDGs推進協議会
入会及び退会規則第5条の規定により提出します。